

○北山公園の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年3月19日

規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、北山公園の設置及び管理に関する条例（平成18年笠間市条例第139号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(公園内での禁止行為)

第3条 公園の利用者は、公園内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 土地の形質を変更し、又は土石を採取すること。
- (3) 鳥獣及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) たき火をし、又は火気を使用すること（市長又は指定管理者の承認を受けた場合を除く。）。
- (5) 物品を販売すること（市長又は指定管理者の承認を受けた場合を除く。）。
- (6) 工作物又は備品を汚損し、又は破壊すること。
- (7) 市長又は指定管理者が指定する場所以外の場所に車両を乗り入れること（市長又は指定管理者の承認を受けた場合を除く。）。
- (8) 指定された場所以外の場所に野営すること。
- (9) 前各号に掲げる行為のほか、市長又は指定管理者が別に定める行為（平28規則44・旧第5条繰上）

(申請手続)

第4条 条例第8条第1項の規定により有料施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、北山公園有料施設使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用申請書の提出は、使用しようとする日（使用しようとする日が

引き続き2日以上であるときは、その初日)までにあらかじめ行わなければならない。ただし、市長が有料施設の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(平28規則44・追加)

(使用許可)

第5条 市長は、有料施設の使用を許可するときは、北山公園有料施設使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「使用許可書兼領収書」という。)を、許可しないときは北山公園有料施設使用不許可書(様式第3号)を当該申請者に交付する。

(平28規則44・追加)

(許可事項の変更)

第6条 使用者は、当該許可事項を変更する必要があるときは、市長の承認を受けなければならない。

(平28規則44・全改)

(使用料の減免)

第7条 条例第10条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときにするときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公共又は公益のために使用するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき。

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

2 条例第10条第2項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、北山公園有料施設使用料減免申請書(様式第4号)を使用する日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請により減免を決定したときは、北山公園有料施設使用料減免決定通知書(様式第5号)を当該申請をした者に交付する。

(平28規則44・全改)

(使用料の返還)

第8条 条例第10条第3項の規定による使用料の返還額は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかったとき。

(2) 市長の都合により、使用の許可を取り消し、又は中止し、制限し、若しくは変更したとき。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、北山公園有料施設使用料返還請求書（様式第6号）に使用料を納付したことを証する使用許可書兼領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

（平28規則44・全改）

（使用後の点検）

第9条 有料施設の利用者は、その使用を終えたときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

（平28規則44・追加）

（読替規定）

第10条 条例第13条の規定により指定管理者に業務を行わせる場合において、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第5条（見出しを含む。）及び第7条から前条（見出しを含む。）までの規定中「使用」とあるのは「利用」と、第7条（見出しを含む。）及び第8条（見出しを含む。）の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条及び前条の規定中「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

（平28規則44・追加）

（その他）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平28規則44・追加）

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

附 則（平成18年規則第167号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 44 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 8 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

北山公園有料施設使用申請書

あて先 笠間市長

北山公園有料施設を使用したいので申請いたします。

申請者	氏名 _____			
	住所 _____			
	電話番号 _____			
使用日時	月 日 時 分～ 月 日 時 分 泊			
使用人数	大人	男 人 女 人 計 人	合計 _____人	
	小人	男 人 女 人 計 人		
使用者区分	1 家族 2 グループ 3 子供会 4 その他( )			
使用施設 (使用する施設の番号に○)				
番号	施設の名称	単位	料金	施設管理番号
1	オートキャンプ場	区画 泊	円	
2	バーベキュー場	棟 時間	円	
使用料 合計		円		
交付年月日	年 月 日	受付者		

※太枠内は記入しないでください。

領収控 領収印	
------------	--

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

北山公園有料施設使用許可書兼領収書

様

下記のとおり、北山公園有料施設の使用を許可しますので、下記の使用料を納付してください。

申請者	氏名	_____			
	住所	_____			
	電話番号	_____			
使用日時	月 日 時 分	～	月 日 時 分	泊	
使用人数	大人	男 人	女 人	計 人	合計 _____人
	小人	男 人	女 人	計 人	
使用者区分	1 家族 2 グループ 3 子供会 4 その他( )				
使用施設 (使用する施設の番号に○)					
番号	施設の名称	単位	料金	施設管理番号	
1	オートキャンプ場	区画 泊	円		
2	バーベキュー場	棟 時間	円		
使用料 合計			円		

上記使用料 円を受領致しました。

年 月 日

笠間市会計管理者



使用する皆様方へのお願い

- 1 使用時間は、「バーベキュー場：午前10時から午後8時30分まで」、「オートキャンプ場：午後1時から翌日午前11時まで」です。
- 2 必要な用具類 包丁、まな板、炭、ゴミ袋、たわしなどは各自で用意してください。
- 3 使用後は必ず清掃を行ってください。(炭は指定の場所に置き、ゴミは各自持ち帰って下さい。)
- 4 施設、備品などを壊したときは、損害賠償をしていただきます。
- 5 火の取扱いには、特に注意してください。
- 6 花、樹木などは大切に下さい。

※キャンセルする方は、下記までご連絡ください。(事前に分かれば早めにご連絡ください。)

北山公園管理事務所 0296-78-3911

※バーベキュー場、オートキャンプ場を利用される方は、必ず管理事務所にいる管理人に「北山公園有料施設使用許可書兼領収書(様式第2号)」を見せてから使用を開始してください。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

北山公園有料施設使用不許可書

様

笠間市長



年 月 日付けであった北山公園有料施設の使用許可の申請については、使用を不許可としたので、通知します。

不許可の理由

<教示>

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、笠間市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、笠間市を被告として（訴訟において笠間市を代表する者は笠間市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第7条関係)

北山公園有料施設使用料減免申請書

年 月 日

あて先 笠間市長

下記のとおり、北山公園有料施設の施設使用料の減免を申請します。

記

申請者	氏名 _____			
	住所 _____			
	電話番号 _____			
使用日時	月 日 時 分～ 月 日 時 分 泊			
使用人数	大人	男 人 女 人 計 人	合計 _____人	
	小人	男 人 女 人 計 人		
使用者区分	1 家族 2 グループ 3 子供会 4 その他( )			
使用施設				
番号	施設の名称	単位	料金	施設管理番号
1	オートキャンプ場	区画 泊	円	
2	バーベキュー場	棟 時間	円	
使用料合計		円		
申請理由				

様式第5号(第7条関係)

北山公園有料施設使用料減免決定通知書

年 月 日

笠間市長



年 月 日付で申請のあった減免については、下記のとおりとします。

申請者	氏名 _____			
	住所 _____			
	電話番号 _____			
使用日時	月 日 時 分～ 月 日 時 分 泊			
使用人数	大人	男 人	女 人	計 人
	小人	男 人	女 人	計 人
	合計 _____人			
使用者区分	1 家族 2 グループ 3 子供会 4 その他( )			
使用施設				
番号	施設の名称	単位	料金	施設管理番号
1	オートキャンプ場	区画 泊	円	
2	バーベキュー場	棟 時間	円	
使用料合計			円	
申請理由				
減免の根拠	減免金額	決定納付額		
<input type="checkbox"/> 第7条第1号				
<input type="checkbox"/> 〃 第2号	円	円		

様式第6号（第8条関係）

北山公園有料施設使用料返還請求書

年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住所  
氏名  
電話

下記のとおり、北山公園有料施設の使用料の返還を請求します。

記

使用日時	月 日 時 ~ 月 日 時 泊	
許可年月日	年 月 日	
既納使用料	円 納入年月日 年 月 日	
返還請求理由		
返還の根拠	返還区分 返還金額	
<input type="checkbox"/> 第8条第1号	全額	
<input type="checkbox"/> " 第2号	一部 ( )	円

※太枠内は、記入しないでください。

様式第1号（第4条関係）

（平28規則44・全改、令3規則8・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平28規則44・全改、令3規則8・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（平28規則44・追加）

様式第4号（第7条関係）

（平28規則44・追加、令3規則8・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平28規則44・追加、令3規則8・一部改正）

様式第6号（第8条関係）

（平28規則44・追加、令3規則8・一部改正）